

普通階・無窓階算定書記載要領

1 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上してください。

消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは、次に適合する開口部をいいます。

- (1) 直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
- (2) 直径1m以上の円が内接することができる開口部又はH1.2m×W0.75m以上の開口部が2箇所以上であること。
- (3) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
- (4) 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。
- (5) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入出来るものであること。
- (6) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

2 数値は、その都度小数点第3位以下を切り捨ててください。

3 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は高さ1.2m×幅0.75m以上の開口部については、その建具記号を○で囲ってください。

4 「床からの高さ」欄には、床面から開口部の下端までの高さを記入してください。

5 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び「引き違い窓」・「たて軸回転窓」・「水圧開放（解除）装置付」等の種別を記入してください。

6 ※欄には記入しないでください。

7 算定書は、消防用設備等設置計画書の一葉目に綴じてください。また、算定書の次の配置図、キープラン及び建具表をとじて、有効と算定した開口部を朱色で示してください。